

## 6 . 都市防災総合推進事業について

## ( 1 ) 都市防災総合推進事業の概要

(平成 29 年度予算 国費：防災・安全交付金 11,057 億円の内数)

### 1 - 1 ) 事業の目的

阪神・淡路大震災における教訓をみるまでもなく、わが国の都市は、都市基盤施設が十分に整備されないまま人口、産業等の集中による都市化が急速に進展したため、地震災害等の各種災害に対して構造的に脆弱である。また、東日本大震災では津波により甚大な被害が発生したところであり、大規模な地震による津波への対策をより一層強化することが求められている。

このため、密集市街地や津波発生時に大規模な災害が想定される等の防災上危険な市街地の総合的な防災性の向上を図ることを目的に、避難路・避難場所の整備や沿道建築物の不燃化、老朽木造建築物の除却、住民の防災活動への支援等を推進する都市防災総合推進事業を実施する。

### 1 - 2 ) 事業の概要

<p><b>都市防災の計画づくりに対する支援</b> <u>災害危険度判定調査</u> (交付率 1/3) 建築倒壊や火災の危険性、消防・避難の困難性、津波シミュレーションなど市街地の災害危険度判定に関する調査に対して支援</p> <p><u>住民等のまちづくり活動支援</u> (交付率 1/3) 地区住民等に対する啓発活動、まちづくり協議会の活動に対する助成、地区のまちづくり方針の作成に対して支援</p>	<p><b>計画に基づく事業実施に対する支援</b> <u>地区公共施設等整備</u> (交付率 1/2、1/3、2/3 ) 道路、公園等の地区公共施設や津波避難タワー等の防災まちづくり拠点施設等の整備に対して支援</p> <p><u>都市防災不燃化促進</u> (交付率 1/2、1/3) 避難地、避難路、延焼遮断帯周辺等で指定する区域(不燃化促進区域)における耐火・準耐火建築物の建築費、建物除却費、補償費に対して支援</p> <p><u>木造老朽建築物除却事業</u> (交付率 1/3) 「地震時等に著しく危険な密集市街地」における延焼危険性の低減を図るため、木造老朽建築物の除却に対して支援</p>
<p><b>大規模災害の被災地における復興まちづくりに対する支援</b> <u>被災地における復興まちづくり総合支援事業</u> (交付率 1/2、1/3) 大規模な災害により被災した被災地における復興まちづくりの計画策定から施設整備までを総合的に支援</p>	

南海トラフ特措法第 13 条第 1 項に規定する津波避難対策緊急事業として整備される避難場所又は避難経路であって、津波避難対策緊急事業に関する主務大臣の定める基準に適合するものは交付率 2/3

# 都市防災総合推進事業

避難地・避難路等の公共施設整備や防災まちづくり拠点施設の整備、避難地・避難路周辺の建築物の不燃化、木造老朽建築物の除却及び住民の防災に対する意識の向上等を推進し、防災上危険な市街地における地区レベルの防災性の向上を図る取組を「都市防災総合推進事業」（防災・安全交付金の基幹事業）により支援

## 都市防災総合推進事業の概要

事業主体：市町村、都道府県等

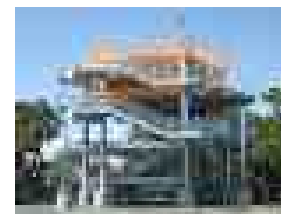
事業メニュー	主な交付対象施設等	交付率
災害危険度判定調査	・各種災害に対する危険度判定調査	1 / 3
住民等のまちづくり活動支援	・住民等に対する啓発活動 ・まちづくり協議会活動助成	1 / 3
地区公共施設等整備	・地区公共施設(道路、公園等(防災ベンチ等を含む)) ・防災まちづくり拠点施設(津波避難タワー、防災備蓄倉庫等)	1 / 2 1 / 3 <sup>1</sup> 2 / 3 <sup>2</sup>
都市防災不燃化促進	・耐火建築物等の建築への助成	1 / 2 1 / 3 <sup>1</sup>
木造老朽建築物除却事業	・密集市街地における木造老朽建築物の除却への助成	1 / 3
被災地における復興まちづくり総合支援事業	・復興まちづくり計画策定 ・地区公共施設 ・防災まちづくり拠点施設 ・高質空間形成施設 ・復興まちづくり支援施設	1 / 2 1 / 3 <sup>1</sup>

- 1: 地区公共施設等整備に関する用地費等は交付率 1 / 3
- 2: 南海トラフ特措法に基づく津波避難対策緊急事業計画に位置づけられ、一定の要件を満たす避難場所、避難路の整備については交付率 2 / 3

## 地区要件等

施行地区	<p>&lt; 事業メニュー ~ &gt;</p> <p>以下のいずれかに該当し、都市防災に関する計画(地域防災計画など)を踏まえて、防災上特に対策が必要とされる地区</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・三大都市圏の既成市街地</li> <li>・大規模地震発生の可能性の高い地域 <sup>3</sup></li> <li>・指定市</li> <li>・道府県庁所在の市</li> <li>・DID地区</li> </ul> <p>&lt; 事業メニュー &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・重点密集市街地</li> </ul> <p>&lt; 事業メニュー &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・激甚災害による被災地</li> </ul>
交付対象	測量試験費、実施設計費、工事費 等

<sup>3</sup>: 地震防災対策強化地域、南海トラフ地震防災対策推進地域、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域、又は地震予知観測強化地域、特定観測地域



津波避難タワー



備蓄倉庫



整備前



避難場所に向かう避難通路(階段)



避難場所となる公園



沿道建築物の不燃化 整備後



( 2 ) 都市防災総合推進事業における会計実施検査について  
( 防災情報通信ネットワークの設備について )

【平成 27 年度決算検査報告事項】

1 . 指摘内容

都市防災総合推進事業における防災情報通信ネットワークの設備について、耐震性が確保されていない建物等に設置されているなどのものを地震発生時に有効に機能させるために必要な措置を講ずるための計画を策定させるよう適宜の処置を要求し、設備の設置場所の耐震性を確保しなければならないことを周知するよう是正改善の処置が求められたもの。

2 . 改善措置

地方整備局等を通じて都道府県及び指定都市に対し、別紙のとおり、事務連絡(平成 28 年 12 月 5 日付け)を発出し、下記の通り周知を行った。

- ①都市防災総合推進事業で設置した防災情報通信ネットワークの設備のうち、耐震性が確保されていない建物等に設置されている設備については、地震発生時に有効に機能させるために必要な措置を講じるための計画を策定し、当該計画に基づき、改善を図ること。
- 今後、本事業で設置する防災情報通信ネットワークの設備は、耐震性が確保されていることを確認した上で整備すること。

3 . 今後の対応

上記 で策定した改善計画のフォローアップを実施。なお、平成 29 年度は 5 月に実施予定。

事 務 連 絡  
平成 28 年 12 月 5 日

各都道府県、指定都市  
都市整備担当部局長 殿

国土交通省都市局  
都市安全課長

都市防災総合推進事業における防災情報通信ネットワークの設備を設置する  
建物の耐震性の確保について

都市防災総合推進事業において、「地震に強い都市づくり推進五箇年計画」に係る特例として防災情報通信ネットワークの整備を支援してきたところであるが、会計検査院法第 34 条の規定により、別添の通り是正の処置及び是正改善の処置の要求がなされたところである。

貴職におかれては、上記是正処置等の要求を踏まえ防災情報通信ネットワークの設備を設置する建物の耐震性の確保について、以下のとおり処置が講じられるようよろしくお願いしたい。

なお、貴管内の市町村（指定都市を除く。）にも周知徹底方よろしくお取り計らい願いたい。

会計検査院が要求する是正処置の要求（ア）について

本事業で設置した設備について、「旧耐震基準に基づき建設され、耐震診断の結果、地震の震動等に対して倒壊等する危険が高いなどと判定された耐震性が確保されていない建物又は旧耐震基準に基づき建設されているのに耐震診断が行われておらず耐震性が確保されているか確認できない建物に設置されており、地震発生時に建物が倒壊等することにより、破損したり、操作できなくなったりするおそれがある状況」及び「子局等の設備は耐震性が確保されている建物等に設置されているものの、親局の設備が、耐震性が確保されていない建物に設置されている又は耐震性が確保されているか確認できない建物に設置されており、地震発生時に親局が、破損したり、操作できなくなったりすると、親局からの防災情報を受信して子局等の設備の周辺地域に対して拡声放送等を行うことができなくなるなどのおそれがある状況」となっている設備を整備した市区町村は、当該設備を地震発生時に有効に機能させるために、耐震診断、設備の移設等の各設備に応じた必要な措置を講じるための計画の策定を行い、当該計画に基づき、改善を図ること。なお、当該計画には、次の内容を記載すること。

【計画への記載事項】

- ・対象となる施設（設備名称）
- ・対象となる施設が設置されている建物名称

- ・対策方法（耐震性が確保されているか確認できていない建物に設置されている場合は、耐震診断も含む）
- ・移設を行う場合は、移設先の耐震性の確認
- ・対策時期（耐震性が確保されているか確認できていない建物に設置されている場合は、耐震診断も含む）
- ・全体工程表（市区町村毎の全対象施設の工程を1枚にまとめること。）

会計検査院が要求する是正改善処置の要求（イ）について

今後、本事業で予定している防災情報通信ネットワークの整備にあたっては、地震発生時に有効に機能させるために、その設備の設置場所の耐震性が確保されていることを確認した上で整備を進めること。

### (3) 密集市街地総合防災事業

(平成29年度予算 国費:住宅市街地総合整備促進事業費 2.7億円(都市局))

#### 【事業概要】

地方公共団体が地域ごとに協議会をつくり、民間事業者等との連携のもと、防災対策の推進とあわせ、多様な世帯の居住促進を図るため、子育て支援施設やサービス付き高齢者向け住宅、福祉施設等の生活支援機能等の誘導・整備を行うなどにより、密集市街地の総合的な環境整備を行う事業。住宅局との共管事業として平成27年度に創設。

高齢化の著しい密集市街地において、地方公共団体や民間事業者等が連携し、防災街区の整備に関する事業など防災対策の推進とあわせ、多様な世帯の居住促進を図るため、子育て支援施設やサービス付き高齢者向け住宅、福祉施設等の生活支援機能等の整備を推進するなど、密集市街地における総合的な環境整備に対する支援を重点的に推進する。

**事業目的**

地方公共団体、地方公共団体、都市再生機構、地方住宅供給公社、民間事業者、地域防災協議会等が連携する協議会があること  
 区域に係る整備計画を策定すること。等。

**対象事業**

地方公共団体が一定以上の要件を満たす密集市街地において、国庫助成に基づき行われる、以下の事業  
 (1)社会福祉施設等交付金の福利事業等の交付対象となる事業(補助対象事業はそれぞれの要綱等による。)  
 ・住宅市街地総合整備事業、防災街区整備事業、高齢・高齢型高齢者住宅事業、市街地再開発事業、居住環境改善整備事業、  
 ・住宅再生支援事業、都市防災まちづくり推進事業、都市再生支援整備事業、福祉事業、都市公園整備事業  
 (2)以下の補助事業(民間事業者等に対する助成補助、補助対象項目はそれぞれの要綱等による。)  
 ・防災・省エネまちづくり推進事業、スマートウェルネス住宅等推進事業、防災環境改善推進事業、高齢者居住支援事業  
 ・自治体防災推進事業

**実施事項**

①及び② 各事業の補助率、補助金算出に準じる。  
 ③ 地方公共団体(国1/2)、それ以外(国1/3)、地方1/3  
 但し、整備計画の1に、交付対象事業以外の事業費  
 100/100を上乗せする。  
 以下の事項は、従来の事業(国1/3、地方1/3)よりも高い補助率を適用  
 ・防災公共施設整備(国1/2、地方1/2)  
 ・民間事業者が行うため、整備後に地方公共団体が管理するものに準じ、  
 ・住宅・建築物の共同修繕整備(国1/3、地方1/3)

**事業主体**

地方公共団体、地方住宅供給公社、都市再生機構及び民間事業者等



## 【参考1】都市防災総合推進事業の事業メニュー

### 1．災害危険度判定調査

#### 〔目的〕

地震等による都市災害に対して、防災上重点的かつ緊急に整備を要する地域を明確にし、これを公表することにより、住民が自らが住んでいる地域の災害に対する危険性への認識を深め、住民主体の防災まちづくり活動の気運を高める。

#### 〔交付対象〕

- ・ 建築倒壊や火災の危険性、消防・避難活動の困難性、津波シミュレーションなど市街地の災害危険度判定に関する調査

〔事業主体〕 地方公共団体、防災街区整備推進機構

〔交付率〕 1 / 3



< 災害危険度判定調査の例 >

### 2．住民等のまちづくり活動支援

#### 〔目的〕

市民の協力と参画を得てまちづくりを推進するため、防災上対策が必要な地区や活性化すべき中心市街地等を対象として、都市整備の事業着手以前の段階を含め住民等の主体的なまちづくり活動を醸成する。

#### 〔交付対象〕

- ・ 住民等のまちづくり活動を活性化するための地区住民等に対する啓発活動
- ・ まちづくり協議会の活動に対する助成
- ・ 地区のまちづくり方針の作成

〔事業主体〕 地方公共団体、防災街区整備推進機構、地域のまちづくり団体

〔交付率〕 1 / 3

### 3．地区公共施設等整備

#### 〔目的〕

都市の骨格となる避難地等の整備に加え、地区レベルのきめ細かい防災対策として、防災上危険な密集市街地等における道路・公園等の地区公共施設や津波避難タワー等の防災まちづくり拠点施設の整備等により、災害時の初期段階での避難活動、消防活動等の円滑化を図る。

#### [ 交付対象 ]

- ・ 密集市街地における防災上重要な都市公園
- ・ 道路<sup>1</sup>又は公園、広場等の地区公共施設<sup>2</sup>
- ・ 防災まちづくり拠点施設<sup>3</sup>（避難所、津波避難タワー、耐震性貯水槽、備蓄倉庫、非常時通信システム等の整備）

#### [ 事業主体 ] 地方公共団体、防災街区整備推進機構等

#### [ 交付率 ] 1 / 2（用地費は1 / 3）又は2 / 3<sup>4</sup>

- 1：工事費は幅員4m以上のもの、用地費は幅員4mを超える部分（南海トラフ地震により津波被害が想定される地域はそれ以下も含む）補償費は幅員6m（南海トラフ地震により津波被害が想定される地域は4m）以上のものに限る。
- 2：重点密集市街地からの迅速な避難の確保のために必要な避難経路を整備する場合の「避難経路転換用地」の取得等に係る費用を含む。
- 3：用地費、補償費は交付対象外（南海トラフ地震により津波被害が想定される地域は対象）
- 4：南海トラフ地震特措法第13条第1項に規定する津波避難対策緊急事業として整備される避難場所又は避難経路であって、「津波避難対策緊急事業に関する主務大臣の定める基準」に適合するものについての交付率は2 / 3

### 4．都市防災不燃化促進

#### [ 目的 ]

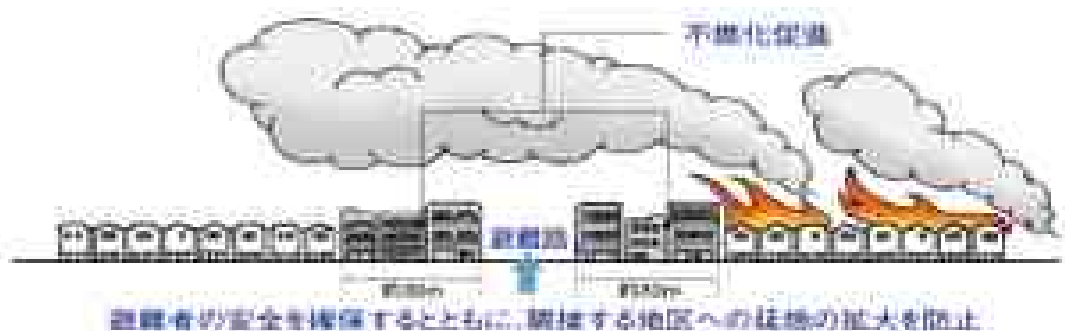
避難地、避難路、延焼遮断帯等の周辺において建築物の不燃化・難燃化を促進することにより、大規模な地震等に伴い発生する火災に対して、住民の避難の安全性の確保と市街地における大規模な延焼の遮断・遅延を図る。

#### [ 交付対象 ]

- ・ 避難地、避難路、延焼遮断帯周辺等の指定区域（不燃化促進区域）における耐火建築物又は準耐火建築物の建築費及び建築物の除却費、補償費への助成
- ・ 現況調査、住民意向調査、地区整備の基本方針作成、事業計画の作成・推進等

#### [ 事業主体 ] 地方公共団体

#### [ 交付率 ] 1 / 2（調査等は1 / 3）



< 都市防災不燃化促進のイメージ >

## 5. 木造老朽建築物除却事業

### [目的]

地震時等に著しく危険な密集市街地（重点密集市街地）において、延焼危険性の大きな要因となっている木造老朽建築物の除却を推進し、密集市街地の早期改善を図る。

### [交付対象]

木造老朽建築物の除却に係る調査費、設計費、工事費

### [事業主体] 民間事業者

### [交付率] 1 / 3

（地方公共団体の補助に要する費用の1 / 2 又は当該事業に要する費用の1 / 3のいずれか低い額）

#### 除却の規模

- ・ 除却する木造老朽建築物の敷地の面積が100㎡以上であること（隣接する敷地の木造老朽建築物をあわせて除却することなどにより、一体的に100㎡以上の空地となる場合を含む。）

#### 除却後の土地利用

- ・ 防災上有効な空地として適切に管理されること
- ・ 建築物を建築する場合は、耐火建築物又は準耐火建築物が建築されること

## 6. 被災地における復興まちづくり総合支援事業

### [目的]

大規模な災害により被災した被災地を災害に強いまちへ再生するとともに、地域活力の早期復興のため、復興まちづくり計画の策定から公共施設や共同施設・修景施設等の施設整備まで、一体的に支援する。

### [交付対象（交付率）]

#### （1）復興まちづくり計画策定支援（1 / 2）

- ・ 復興まちづくり計画の策定及び付随する調査
- ・ 住民合意形成等のコーディネート

#### （2）復興に向けた公共施設等整備

- ・ 災害に強いまちに復興するための公共施設等整備（1 / 2）  
「地区公共施設等整備」と異なり、整備する道路の規模要件がなく、防災まちづくり拠点施設の用地費、補償費が交付対象となる
- ・ まちの活性化につながる公共施設の高質化等（高質空間形成施設、復興まちづくり支援施設）（1 / 3、景観法に基づく景観計画区域等は1 / 2）

(3) 復興まちづくり施設整備助成(1/3、間接補助)

- ・共同施設整備
- ・復興まちづくり支援施設整備(地方公共団体が自ら所有・管理するものは除く)
- ・修景施設整備

[事業主体] 地方公共団体



【事業イメージ】

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第2条第1項の規定に基づき激甚災害に指定された災害により被災し、同法第3条の規定に基づく措置が適用された市町村

## 【対象地域等】

### 交付対象要件等(都市防災総合推進事業)

	災害危険度 判定調査	住民等の まちづくり 活動支援	地区公共 施設等整備	都市防災 不燃化促進	木造老朽建築 物除却事業	被災地における 復興まちづくり 総合支援事業
大規模地震発生の可能性の高い地域 <sup>1</sup>					×	×
三大都市圏の既成市街地等					×	×
指定都市、道府県庁所在都市					×	×
重点密集市街地 <sup>2</sup> を含む市町村	×				(重点密集市街地に限る)	×
D I D地区					×	×
大規模な災害による被災地 <sup>3</sup>	×	×	×	×	×	
事業主体	地方公共団 体、防災街 区整備推進 機構	地方公共団 体、防災街 区整備推進機 構、地域のま ちづくり団体	地方公共団 体、防災街 区整備推進 機構等	地方公共団 体	民間事業者	地方公共団 体等
交付率	1/3	1/3	1/2, 1/3 2/3 <sup>4</sup>	1/2 (調査1/3)	1/3	1/2, 1/3

注) 地震に強い都市づくり推進五箇年計画に係る交付対象施設の特例(防災情報通信ネットワークの整備)については、平成27年度以降、一定の経過措置を設けた上で交付対象外とする。

- 1: 地震防災対策強化地域、南海トラフ地震防災対策推進地域、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域、観測強化地域、特定観測地域
- 2: 住生活基本計画(全国計画)(平成23年3月15日閣議決定)に基づく「地震時等に著しく危険な密集市街地」
- 3: 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第2条第1項の規定に基づき激甚災害に指定された災害により被災し、同法第3条の規定に基づく措置が適用された市町村
- 4: 南海トラフ地震特措法第13条第1項に規定する津波避難対策緊急事業として整備される避難場所又は避難経路であって、「津波避難対策緊急事業に関する主務大臣の定める基準」に適合するものに限る。

# 【参考2】都市防災総合推進事業の最近の拡充内容 国土交通省

	主な出来事	都市防災総合推進事業の拡充内容
H21		都市防災不燃化促進:助成額の見直し
H22	社会資本整備総合交付金の創設 東日本大震災(3.11) 住生活基本計画(全国計画)見直し	
H23	地域自主戦略交付金の創設 (都道府県施行の移行) 東日本大震災復興交付金の創設【三次補正】 社会資本整備総合交付金(全国防災)の創設【三次補正】	( 東日本大震災復興交付金の創設【三次補正】の基幹事業に) 被災地における復興まちづくり総合支援事業:東日本大震災被災地 (特定被災地方公共団体)を追加【三次補正】
H24	防災・安全交付金の創設【補正】 (都市防は防交へ)	密集リハ`の延長(H28まで) 都市防災不燃化促進:対象区域の拡充【補正】 都市防災不燃化促進:対象建築物要件の緩和【補正】 都市防災不燃化促進:除却工事費切り出し、仮住居等追加【補正】
H25	南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法制定 首都直下地震対策特別措置法制定	防災まちづくり拠点施設:南海トラフ巨大地震による津波被害想定地域の用地費(国費率1/3)及び補償費(国費率1/2)を追加 地区公共施設等整備:南海トラフ巨大地震による津波被害想定地域の避難路の用地費を幅員4m未満も追加、補償費を幅員4m以上の道路を追加
H26	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律改定	地区公共施設等整備:危険密集における避難経路転換用地買収追加 南トラ特措法に基づく津波避難対策緊急事業計画への位置付けにより避難施設及び避難路整備の交付率を2/3に嵩上げ
H27	密集市街地総合防災事業の創設 水防法、下水道法等改正	木造老朽建築物除却事業追加 三位一体による財源移譲済事業への支援を経過措置扱い等 (地震に強い都市づくり緊急整備事業による防災行政無線等)
H28		住民等まちづくり活動支援:地域のまちづくり団体を追加